

特記仕様書

1 委託名

汚泥肥料の出荷に係る試験業務

2 委託概要

本委託業務は、鳥羽水環境保全センターの階段炉焼却灰の肥料登録に伴い、汚泥肥料として出荷する際に必要となる肥料成分等分析を行うものである。

3 完成期限

令和8年1月30日

4 委託場所

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3 京都市上下水道局下水道部計画課

5 提出書類

- (1) 分析結果報告書（主成分等含有量） 2部
- (2) 分析結果報告書（重金属等有害成分含有量） 2部
- (3) 分析結果報告書（有害成分等溶出量） 2部

6 分析試料・試料数

階段炉焼却灰・1試料
脱水汚泥・1試料

7 分析項目

- (1) 階段炉焼却灰の主成分等含有量
 - ア 窒素全量
 - イ リン酸全量
 - ウ 加里全量
 - エ く溶性りん酸
 - オ 銅全量
 - カ 亜鉛全量
 - キ 石灰全量
 - ク 炭素窒素比
 - ケ 水分量
- (2) 階段炉焼却灰の重金属等有害成分含有量
 - ア ヒ素
 - イ カドミウム
 - ウ 水銀
 - エ ニッケル
 - オ クロム
 - カ 鉛

(3) 脱水汚泥の有害成分等溶出量

ア アルキル水銀化合物

イ ポリ塩化ビフェニル

8 分析方法

(1) 階段炉焼却灰の主成分及び重金属等有害成分含有量

「肥料法等試験法（2024）」（独立行政法人 農林水産消費安全技術センター）による。

(2) 脱水汚泥の有害成分等溶出量

「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（環境省告示第 13 号）」による。

9 分析操作の着手

分析試料の採取及び送付は当局が行う。送付された試料が委託請負人側に届き次第、速やかに分析操作に着手する。

10 分析結果の報告

分析試料受け取りから、原則として 3 週間以内に分析結果報告書を提出すること。報告書は「計量証明書」とし、記載事項は下記の通りとする。

(1) 試料名称

(2) 試料種別

(3) 試料採取年月日

(4) 試料受取年月日

(5) 分析項目

(6) 分析値

ア 主成分等含有量のうち、窒素全量、りん酸全量、加里全量、く溶性りん酸、石灰全量については、単位は%、小数点以下第 2 位（切捨処理）、定量下限値未満は「<」表示とする。

銅全量、亜鉛全量については、単位 mg/kg、小数点以下第 1 位（切捨処理）、定量下限値未満は「<」表示とする。

炭素窒素比については、単位は記載せず、整数表示とする。

イ 重金属等有害成分含有量、及び有害成分等含有量については、単位 mg/kg、有効数字は 2 桁（切捨処理）、定量下限値未満は「<」表示とする。

(7) 分析方法

ア 階段炉焼却灰の主成分及び重金属等有害成分含有量

「肥料法等試験法（2024）」のうち、実施した分析方法を記載する。

イ 脱水汚泥の有害成分等溶出量

「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（環境省告示第 13 号）」を記載する。

(8) 定量下限値

11 その他

(1) 分析操作の終了後、速やかに当局へ概要を報告し、双方の協議の結果、異常値と思われる場合には、原則として再分析を行うものとする。

(2) 分析結果は、一切公表しないこと。

(3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに当局と打合せを行うこと。